

平成26年第6回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成26年12月18日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番	北村五十鈴	2番	稲垣 誠亮
3番	栢木 進	4番	岩井智恵子
5番	中塚 尚憲	6番	山本 剛
7番	太田 健一	8番	野並 享子
9番	東郷 正明	10番	上杵 種雄
11番	井狩 辰也	12番	市木 一郎
13番	丸山 敬二	14番	鈴木 市朗
15番	矢野 隆行	16番	梶山 幾世
17番	河野 司	18番	坂口 哲哉
19番	高橋 繁夫	20番	立入三千男

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	川端 敏男
政策調整部長	中島 宗七	総務部長	川端 弘一
市民部長	富田 久和	健康福祉部長	井狩 重則
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	遠藤 伊久也	都市建設部長	和田 勝行
環境経済部長	立入 孝次	教育部長	田中 善広
政策調整部次長	野玉 義弘	総務部次長	上田 裕昌
広報秘書課長	竹中 宏	総務課長	赤坂 悦男

出席した事務局職員の氏名

事務局長	佐敷 政紀	事務局次長	白井 芳治
書記	吉川 加代子	書記	佐々木美砂子

議事日程

諸般の報告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議第83号から議第117号まで及び請願第2号
(平成26年度野洲市一般会計補正予算(第4号) 他35件)
各委員長より委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

追加議事日程

- 第1 発議第3号及び発議第4号
(野洲市議会基本条例の一部を改正する条例 他1件)
提出者説明、質疑、討論、採決
- 第2 意見書第22号から意見書第24号まで
(企業団体献金の禁止と政党助成金の廃止を求める意見書(案) 他
2件)
提出者説明、質疑、討論、採決

開議 午後1時00分

議事の経過

(再開)

○議長(河野 司君) (午後1時00分) ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員は20人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、12月5日と同様であり、配付を省略しましたので、ご了承願います。

(日程第1)

○議長(河野 司君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第7番、太田健一議員、第8番、野並享子議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(河野 司君) 日程第2、各委員長より委員会審査結果報告書が提出されておりますので、議第83号から議第117号まで及び請願第2号(平成26年度野洲市一般会計補正予算(第4号))、他35件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

第 1 1 番、井狩辰也議員。

○ 1 1 番（井狩辰也君） 第 1 1 番、井狩辰也です。

去る 1 2 月 4 日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、1 2 月 9 日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について報告いたします。

議第 9 0 号野洲市債権管理条例、議第 9 2 号野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例等の一部を改正する条例、議第 9 3 号野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議第 9 4 号野洲市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例、議第 9 7 号野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例、議第 1 1 5 号財産の譲与について、以上の 6 議案を議題として、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第 9 0 号、議第 9 2 号から議第 9 4 号まで、議第 9 7 号及び議第 1 1 5 号は採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（河野 司君） これより、総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（河野 司君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

第 1 3 番、丸山敬二議員。

○ 1 3 番（丸山敬二君） 第 1 3 番、丸山敬二です。

去る 1 2 月 4 日の本会議におきまして、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案及び請願を審査するため、1 2 月 1 0 日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について、報告いたします。

議第 9 5 号野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例、議第 9 8 号指定管理者の指定につき議決を求めることについて（比江老人憩の家）、議第 9 9 号指定管理者の指定につき議決を求めることについて（木部老人憩の家）、議第 1 0 0 号指定管理者の指定につき議決を求めることについて（井口老人憩の家）、議第 1 0 1 号指定管理者の指定につき議決を求めることについて（吉川老人憩の家）、議第 1 0 2 号指定管理者の指定につき議決を求めることについて（西河原老人憩の家）、議第 1 0 3 号指定管理者の指定につき議決を求める

ことについて(野田老人憩の家)、議第104号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(安治老人憩の家)、議第105号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(比留田老人憩の家)、議第106号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(六条老人憩の家)、議第107号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(八夫老人憩の家)、議第108号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(北比江老人憩の家)。

以上の12議案を議題として、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第95号及び議第98号から議第108号までについては、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号中学校卒業までの通院医療費無料化の拡充を求める請願については、紹介議員の説明を受け、質疑応答と委員会討議を繰り返し、慎重に審査を行い、採決いたしました結果、賛成少数により、不採択とすべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案及び請願の審査結果報告といたします。

○議長(河野 司君) これより、文教福祉常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(河野 司君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。

第19番、高橋繁夫議員。

○19番(高橋繁夫君) 第19番、高橋繁夫でございます。

去る12月4日の本会議におきまして、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、12月11日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について、報告いたします。

議第91号野洲市風致地区内における建築等の規制に関する条例、議第96号野洲市地域ふれあい公園条例の一部を改正する条例、議第109号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(北比江農機具保管庫ほか)、議第110号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(野洲市三上集楽センター)、議第111号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(野洲市大型共同作業所)、議第112号指定管理者の指定に

つき議決を求めることについて（菖蒲漁港ほか）、議第113号指定管理者の指定につき議決を求めることについて（野洲市シルバーワークプラザ中主ほか）、議第114号指定管理者の指定につき議決を求めることについて（野洲市野洲川河川公園）、議第116号字の区域及び名称の変更について、議第117号市道路線の認定及び廃止について。

以上の10議案を議題として、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査しました結果、議第91号、議第96号、議第109号から議第114号まで、議第116号及び議第117号は、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（河野 司君） これより、環境経済建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（河野 司君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、予算常任委員会委員長の報告を求めます。

第20番、立入三千男議員。

○20番（立入三千男君） 第20番、立入三千男です。

去る12月4日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、12月9日、12月10日及び11日に各分科会を、また16日に委員会を招集し、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について、ご報告を申し上げます。

議第83号平成26年度野洲市一般会計補正予算（第4号）、議第84号平成26年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第85号平成26年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第86号平成26年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第87号平成26年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議第88号平成26年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算（第1号）、議第89号平成26年度野洲市水道事業会計補正予算（第2号）。

以上、7議案を議題として、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第83号については、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。また、議第84号から議第98号までの6議案は、全員賛成にて、原案のと

おり可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（河野 司君） これより、予算常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。
ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（河野 司君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議案となっております議第83号から議第117号まで及び請願第2号について、討論を行います。

討論通告書が提出されておりますので、順次これを許します。

まず、議第83号について、第8番、野並享子議員。

○8番（野並享子君） 議第83号平成26年度野洲市一般会計補正予算について、反対討論を行います。

平成26年度予算は米価暴落に対して補助金を出す市単独予算もあり、評価できる面もありますが、この補正には市民生活に大きな影響を与えるマイナンバー制度のためのシステム改修などが計上しているため、以下の点、反対の理由を述べさせていただきます。

このマイナンバー制度は野田内閣のとき、税と社会保障の一体改革の関連法案の中に組み込まれ、2012年2月の国会に提出され、自民、公明と民主の3党で修正合意をいたしました。審議されることなく、12月の秋の国会解散で廃案になっていました。自民党安倍政権になり、2013年3月に再度提出され、十分な審議もされず、5月に可決されました。施行令で危険な内容が明らかになりました。本来、個人情報の提供は原則禁止となっていますが、警察、公安調査庁への情報提供や破防法、少年法、国際捜査共助等に関する法律などの捜査目的などでの提供を認めています。自分の情報が利用されたことを知ることができません。悪用を監視する第三者委員会の特定個人情報保護委員会のチェックの対象外であり、国会で審議できない秘密保護法の手法とも似通っています。

このマイナンバー制度の費用は当初6,100億円と出されていましたが、昨年3月の時点で3,000億円と説明しています。2016年4月から実施されるマイナンバー（国民背番号）制に合わせ、前回の議会に引き続き、今回の補正予算でもシステム改修費が出されています。26年度だけでなく、27年度においても出されるということですが、26年度だけで4,262万円、このうち補助金が2,198万円、一般財源が2,064万円、一般財源分は普通交付税や特別交付税措置が予想されているということでもあります。

が、あくまでも予定であります。

これまでから、国民背番号制については共産党は反対してきました。導入されているアメリカでは毎年30万件以上の情報流出が起こっているということです。イギリスでは導入を決めましたが、人権侵害への危険があるということや巨額の費用がかかるおそれがあるとして、廃止しました。ドイツでは行政機関の番号使用を規制するなど、極めて限定的に運用しています。2013年1月の政府の産業競争力会議で、ローソンの社長がマイナンバー導入で所得のみならず、資産も把握して、医療費、介護費の自己負担割合に差をつけ、結果的に医療費、介護費の削減につなげるとメリットを語り、社会保障削減に狙いがあることを明らかにしました。

今回、住基基本システム、税務システム、国民健康保険システム、年金システム、介護システムなど、全分野にわたる内容ですが、今後、導入されれば、会社に個人番号を伝える必要が出てきます。給与から税金や社会保険料が天引きされているからです。ブラック企業と呼ばれる企業が存在しています。情報が売られる危険性があります。システムのメンテナンスも外部委託であり、今年ベネッセで外部メンテナンスの方による情報流出がありました。一たび流れた情報はもとに戻りません。施行後3年を目処に民間にも利用拡大を検討することが明記されています。

また、今後、預金の管理もこのマイナンバーで行うことを自民党の内部では検討しています。インターネットの情報を見ても、外国人の預金と国民の預金を区別し、銀行の預金封鎖を国民だけに限って行うことができることも出されています。戦後、貨幣の価値を変えるとき、銀行が封鎖され、これまでの預金が紙切れのようになってしまったと聞いています。

マイナンバー制度は生保の二重取りとか脱税の防止とか、全国どこでも住民票をとることができるとか、いろんなことをメリットにしていますが、一番の狙いは国が国民を管理するシステムです。国民の資産の状況掌握、病歴、全ての個人情報をも国が掌握するシステムです。国会の多数で可決し、実施時期を明記し、進んでいる中で、野洲だけが離脱できないことは承知しておりますが、安倍首相はこれまでの保守ではなく、右翼であります。東京裁判を認めず、先の太平洋戦争はアジアの解放のためだったと認識している方で、世界の常識から逸脱している政治家です。そして、戦争ができる国にするため、憲法改正を標榜している方です。その路線上で国家統制のための秘密保護法など、戦前を想起されることを着々と進めている内閣であります。

マイナンバー制度については断固反対し、野洲市でも着々と進められているマイナンバー制度実施に向けた補正予算は市民の人権を著しく奪うことになるため、反対をし、討論といたします。

○議長（河野 司君） 次に、請願第2号について、第18番、坂口哲哉議員。

○18番（坂口哲哉君） 中学校卒業までの通院医療費無料化の拡充を求める請願について、反対の立場から討論いたします。

本市における乳幼児福祉医療費助成制度は平成16年度には就学前までの通院、入院の無料化、さらに平成19年1月から中学生までの入院に対する助成拡大が図られ、負担軽減と子どもの健やかな発育に資する制度として実施されてきました。この制度を新たに中学校卒業まで拡大を行う場合、それに要する費用は職員を含めて、毎年約1億円以上と試算されており、本市の厳しい財政状況の中では政策の優先順位の問題となります。中学校卒業までの通院医療費無料化の拡充を願う多くの市民からの請願署名は大変重く、意義深いものと考えます。

しかしながら、次代を担う子どもたちが健やかに育つ安心、安全な子育て環境づくりを進めていくためには医療費助成拡大も大事な要素ですが、総合的な子育て支援事業の展開が重要であり、野洲市では子どもたちが通う施設の安全を図るため、学校・園の耐震化や子どもたちの安心、安全な居場所づくりとして、学童保育の拡大、さらに発達支援事業の拡充や小中学校の完全給食の実施に積極的に取り組まれるなど、将来を見据えた子育て支援策にも限られた財源の中で、優先度合いにより、取り組みが進められております。また、乳幼児福祉医療制度は医療、生活圏域として、均一的なサービスの提供が必要なことから、地元医師会や関係機関などとの調整が必須であり、本市のみで制度改正できるものではないと考えます。また、単なる制度拡大を論じるのではなく、適切な医療受診や自己負担のあり方、制度の安定的、かつ継続的な運営などの制度課題の検討も必要と考えます。

以上のことから、中学校卒業まで医療費の無料化を拡充することについては、時期尚早と判断するものであり、請願書の採択については反対の立場をとりたいと考えます。

○議長（河野 司君） 次に、第7番、太田健一議員。

○7番（太田健一君） それでは、請願第2号中学校卒業までの通院医療費無料化の拡充を求める請願に対する賛成討論を行いたいと思います。

今、坂口議員がこの請願に対する反対討論をされましたが、まるで行政側の答弁のような内容で、時期も尚早と、これは毎度伝えられている反対理由だというふうに感じており

ます。

今回の請願に対して、文教福祉委員会で委員の皆さんからさまざまな質疑や意見がありました。その多くは財源のということが課題でありましたが、確かに今日の全協でも報告ありましたが、野洲市の中期財政見通し（平成26年度から平成30年度）を考えると厳しい状況の中にあるということは誰もが承知をしています。例えば、中学校卒業までではなく、ある程度の学年までや所得制限を設けることはというような委員からの意見もありましたが、これは前回の議会で小学校3年生までの医療費の無料化という請願が出されましたが、これは否決されています。制限とかをつけても同じように否決はされています。

財源に関しましては、市内の雇用の創出という目的もありながら、どれだけ市内からの就労状況ということを探ねても把握ができていない、市民との約束も果たしていないのに約束だからと毎年5,000万円を支払っている工業振興助成金をやめることも一つの財源として生み出せると思います。他にも同和行政の個人施策をやめていくということで進んでいますが、そのことで生み出される財源であったり、例えば、今、議員報酬も毎月5万円削減されていますが、さまざまな形で財源を生み出していくことはできると思います。さらには、野並議員が一般質問の中で石川県能美市での医療無料化の実績を踏まえて、先ほども坂口議員がこのことを言っていました、約1億無料化にかかるという、野洲市の算定、これを大幅に低く抑えられるということも質疑の中でありました。まずはそうした試算をもう一度やり直すということも必要だと思います。

そして、当局側の説明の中には既に子ども・子育て支援事業に野洲市は力を入れており、約2億6,000万円使っている財源を削るなら、すぐにでも可能であるがというような市長の話もありました。そうした理解がない中でこの署名はいかかなものかというような委員の方からの意見もありましたが、しかし、考えてもらいたいのは、やはりこの6,000筆のもの人々の署名が本当に切実なものであるということを受け取っていただきたいと思います。

今は景気も回復していないですし、給料も上がらない中で、アベノミクスによって、円安は進んで、物価は上昇しています。消費税増税によって、家計は本当に厳しくなる一方で、子どもの数は多ければ多いほど小学校に上がった途端に医療費の負担が大変だという声を本当にたくさん聞いています。それに署名をされた方々は子育てをしている当事者の方々だけではなく、若い世代を応援したいという高齢者の方々の熱い思いであったり、野洲市の子育て支援を応援したいというような人々の願いもたくさん込められていま

す。少子高齢化社会が進む一つの理由として、格差の拡大ということがあります。若い世代が結婚して子どもを産みたくても、経済的な壁からちゅうちょしているというような現状もあります。そういった意味からも、この医療費無料化は近隣のまちと足並みをそろえるのではなくて、そうした若い世代を強く支援することで、野洲市は本当にええまちやなと、多くの人々が移り住んでもらえるような大きなまちづくり支援の柱としての起爆剤ともなります。

委員の意見の中にこの請願が仮に採択されることで市長の足かせになるかもしれないというような発言もありましたが、医療費無料化の事業を最終的にやるか、やらないかという問題、そしてやるとしても学年や所得の制限、実施をする時期を決めるのは行政側であって、議会として当局の顔色をうかがうのではなくて、市民の側に立って、人々の声に応えることは何よりも大切なことだと思います。

それに、確かに厳しい財政状況の中での実施にハードルは高いというものは僕自身も感じていますが、前回、市長と市民との懇談の中で、市民の方がさまざまな困難を克服してくれている山仲市長さんなら、きつとこうした難しい問題も解決して、できるのやないかと思いますというふうに言われておられましたが、僕自身もそういうふうに感じています。さらに意見の中に、誰だってただになるなら、やってほしいと思うものというような意見もありましたが、それなら、人々が求める声に応じて、それを行政に届けるのは議員の仕事ではないでしょうかと思います。

開かれた議会、市民のための議会として、今、皆さんとともに頑張っているわけですから、どこの会派が出した請願だからどうのこうのというような狭い考え方ではなくて、一人ひとりの議員として、この6,000筆の声を受けとめて、一緒に行政当局に届けるということにどうぞ皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（河野 司君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議第83号から議第117号まで及び請願第2号について順次採決をいたします。

まず、議第84号から議第117号までについて、一括して採決をいたします。

お諮りいたします。

ただいま宣告いたしました議案34件については、各委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第84号から議第117号までの議案34件については、各委員長の報告のとおり決しました。

次に、議第83号平成26年度野洲市一般会計補正予算(第4号)について、採決いたします。

お諮りいたします。

議第83号平成26年度野洲市一般会計補正予算(第4号)については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、議第83号は各委員長の報告のとおり決しました。

次に、請願第2号中学校卒業までの通院医療費無料化の拡充を求める請願について、採決をいたします。

文教福祉常任委員会委員長の報告は不採択とすべきものであります。

これより、原案についてお諮りをいたします。

請願第2号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立少数であります。

よって、請願第2号は不採択とすることに決定をいたしました。

○議長(河野 司君) 暫時休憩いたします。

(午後1時32分 休憩)

(午後1時50分 再開)

○議長(河野 司君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

発議第3号及び発議第4号並びに意見書第22号から意見書第24号までを日程に追加し、議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(河野 司君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号及び発議第4号並びに意見書第22号から意見書第24号までを日

程に追加し、議題とすることに決しました。

(追加日程第1)

○議長(河野 司君) 追加日程第1、発議第3号及び発議第4号野洲市議会基本条例の一部を改正する条例他1件を一括議題といたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

○事務局長(佐敷政紀君) 朗読いたします。

発議第3号野洲市議会基本条例の一部を改正する条例。発議第4号市長の専決処分事項の指定についての一部改正。

以上でございます。

○議長(河野 司君) 議案の朗読が終わりましたので、提出者の説明を求めます。

発議第3号及び発議第4号について、第20番、立入三千男議員。

○20番(立入三千男君) ただいま議題になっております発議第3号野洲市議会基本条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げたいと思います。

本市議会基本条例第11条では議会の議決を必要とする市の長期計画、あるいは指針を列記しております。その中で、野洲市次世代育成支援行動計画が本年度末で計画期間が終了をし、新たに子ども・子育て支援法に基づく野洲市子ども・子育て支援事業計画が策定されるにあたり、計画の名称を変更するものであります。

続いて、発議第4号市長の専決処分事項の指定についての一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は先ほど可決されました野洲市債権管理条例に関連し、市長から要請のありました市長の専決処分事項の指定についての一部改正を行うものでございます。具体的には、債権回収に係る事業を迅速かつ効率的に進めるため、地方自治法第96条第1項第12号に規定する訴えの提起等の議決事件のうち、その目的の価額が140万円以下の訴えの提起、和解及び調停に関することを新たに委任専決に指定するとともに、金額の整合を図る観点から、現行の同法第96条第1項第13号に規定する損害賠償の額を定める委任専決について、その金額を140万円に増額するものであります。

以上、提案理由の説明にかえさせていただきます。終わります。

○議長(河野 司君) これより、ただいま議題となっております発議第3号及び発議第4号について、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(河野 司君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第3号及び発議第4号については会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(河野 司君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号及び発議第4号については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております発議第3号及び発議第4号について、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(河野 司君) 討論がないようですので、これをもって、討論を終結いたします。

これより、順次、採決いたします。

お諮りいたします。

まず、発議第3号野洲市議会基本条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、発議第4号市長の専決処分事項の指定についての一部改正については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

(追加日程第2)

○議長(河野 司君) 追加日程第2、意見書第22号から意見書第24号まで、企業団体献金の禁止と政党助成金の廃止を求める意見書(案)他2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

まず、意見書第22号について、第7番、太田健一議員。

○7番（太田健一君） それでは、意見書第22号企業団体献金の禁止と政党助成金の廃止を求める意見書（案）の提案説明を行いたいと思います。

金権腐敗政治というものが昔から続けられていますが、この1年間の間でもさまざまな問題がメディアでも取り上げられてきました。しかし、なぜいつまで経ってもこの金権腐敗政治がなくならないのかと多くの国民の人々が疑問に感じておられます。その理由は政党の腐敗と墮落、政治腐敗を加速させている政党助成金と企業団体献金です。観劇会やうちわ配布などで辞任した前大臣など、疑惑政治家を次々公認したのが自民党です。これほどまでの金銭感覚麻痺の大もとになっているのがこの政党助成金です。産経新聞の記事の中にもこれほど楽な収入の手段はないとあります。政党として、汗もかかず、苦勞もせずに320億円もの税金が転がり込むこの制度は金銭感覚麻痺を生み出し、政治腐敗を加速させています。

例えば、自民党は党の財政の3分の2が政党助成金です。これではまるで国営政党です。政党の健全な発展、これをうたい文句に過去に企業団体献金をなくすために導入された政党助成金が逆に政党の劣化を招いています。そして、巨額な金で政策を買い、政治をゆがめる企業団体献金はアベノミクスの見返りの賄賂みたいなものです。そもそも企業団体献金はいまだになくなっておらず、片手に企業団体献金、もう片方の手に政党助成金と金まみれの腐敗政治の温床となっているわけです。

この政党助成金目当てに、これまで20年間で30という政党が生まれました。その中で27の政党が消えていきました。そして、こうした政党の離合集散が起こるのは決まって年末です。それは1月1日の時点で、国会議員を5人そろえれば政党助成金がもらえるからです。政党助成金を受け取ってすぐ解散の年末新党もこれまでに16党にも上ります。政治腐敗に集合離散、こんな国会議員は要らない、そんなふうに思っておられる方々はたくさんおられます。

しかし、こうした国民の思いにつけ込んで、増税の前に身を切る改革をなどという政党がありますが、この議論は二重に間違いです。これは議員を削るから増税を我慢しろという増税押しつけ論に他なりません。しかも、削るのは民意をストレートに反映する比例議席となります。国会にますます国民の声が届かなくなり、結局、消えるのは暮らしと民意だけになります。身を切るというならば、まず政党助成金をやめるべきです。

日本共産党は、この政党助成金は憲法違反だとして受け取っていませんし、個人からの

募金を募ったり、機関紙である新聞「赤旗」の購読を訴え、配達し、政党の努力そのものだけで必死に運営をしています。そして、企業団体献金も1円たりとも受け取っていません。昨日の新聞「赤旗」にこんなような記事が掲載されていました。関西には中小企業や観光、伝統産業が多く、消費税10%中止や赤字の中小企業にも課税する外形標準課税拡大に反対で、経済団体との懇談や共同が広がっており、関西の財界人からも集团的自衛権、原発、消費税についての共産党の主張は明確で、政党助成金をもらわないのも好感を持たれると、そんなふうにありました。このように政治と金、この問題を決着し、ゆがみ続ける金権腐敗政治をやめさせるためにも、企業団体献金と政党助成金はすぐでも廃止すべきです。

以上、意見書第22号企業団体献金の禁止と政党助成金の廃止を求める意見書（案）の提案説明とします。議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（河野 司君） 次に、意見書第23号について、第8番、野並享子議員。

○8番（野並享子君） 意見書第23号消費税増税は先送り実施でなく、きっぱり中止を求める意見書（案）についての趣旨説明を行います。

来年10月から消費税を10%することでありましたが、景気の動向などを加味し、1年半先送りすることを決めました。しかし、先送りしたときにどのような経済状況であっても10%にすると安倍首相は明言をいたしました。4月に8%に引き上げ、国民の消費は一気に落ち込みました。労働者の実質賃金は15カ月マイナスになっています。また、年金の引き下げなど、収入が落ち込む一方、円安と増税で物価は上がり、暮らしは大変になっています。

一方で、異常な金融緩和や年金の原資の25%を株式に投入するなどを発表し、株高と円安を招き、大企業や大資産家の懐を豊かにしました。この2年間で株で100億円もうけた人が100人おられるということで格差は大きく広がりました。消費税に頼らない別の道があります。大企業に対しての優遇税制の見直し、富裕層に対しての課税や無駄な公共事業の見直しなどを行えば、20兆円の財源がすぐに捻出できます。大企業の内部留保は国家予算の3倍もあり、ふえ続けています。この1%を使うだけで、月1万円の賃上げができます。また、下請単価を、円安による材料費の値上げなども考慮し、単価の引き上げを行うことにより、中小企業で働く人の賃上げもできます。国民の所得をふやし、内需拡大で景気を回復すること以外に道はありません。

よって、消費税増税の先送り実施でなく、きっぱり中止を求めることが必要であり、野

洲市議会からも意見書を上げるべきであります。議員の皆さんのご賛同をよろしく願います。

○議長（河野 司君） 次に、意見書第24号について、第9番、東郷正明議員。

○9番（東郷正明君） 第9番、東郷です。

意見書24号の沖縄県知事選挙の結果を受け、名護市辺野古への新基地建設断念を求める意見書の提案理由をします。

沖縄県民の多数が圧倒的に反対していたにもかかわらず、仲井眞知事は退任4日前の12月5日、名護市辺野古への米軍新基地建設に向けて、防衛省沖縄防衛局から申請されていた埋立工事の変更について、仮設道路の追加と中仕切り護岸の追加の2件を承認しました。仲井眞知事は新基地建設の是非を最大争点とした知事選で圧倒的なノーの民意を突きつけられながら、安倍政権による工事の進捗を後押しするため、退任間際に県民を裏切る暴挙であります。これまでも県民の海上抗議活動を締め出すため、立入禁止区域を拡大したばかりか、ブイ、フロートを設置し、海上保安庁は厳戒態勢をしくという強権的手法が用いられてきました。民主主義を否定するような政府の暴挙に対して、県民の声を無視し、辺野古移設を力づくで押しつけようとしている政府の失政は断じて容認できるものではないとして、辺野古への新基地建設断念を求めるものであります。

11月16日、行われた知事選では沖縄県民は10万票の差をつけて、新基地ノーの審判を下しました。県民の意思は明らかであり、この沖縄知事選挙の結果を受けて、新基地は建設すべきでないと考え、意見書の提案理由といたします。

以上、地方自治法99条の規定により、意見書を提出します。議員の皆さんの賛同をよろしく願います。

○議長（河野 司君） これより、ただいま議題となっております意見書第22号から意見書第24号までについて、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（河野 司君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書第22号から意見書第24号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（河野 司君） ご異議なしと認めます。

よって、意見書第22号から意見書第24号までについては、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております意見書第22号から意見書第24号までについて、討論を行います。

討論はございませんか。

暫時休憩をいたします。

（午後2時07分 休憩）

（午後2時10分 再開）

○議長（河野 司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

討論通告書が提出されましたので、順次、これを許します。

まず、意見書第22号について、第6番、山本剛議員。

○6番（山本 剛君） 第6番、山本剛です。

意見書第22号企業団体献金の禁止と政党助成金の廃止を求める意見書(案)に対して、反対の立場で討論をいたします。

日本漢字能力検定協会はこの1年の世相を表す今年の漢字に「税」が選ばれたことを発表しました。これは消費税率が8%に引き上げられ、日常生活に大きな影響を与えたことを理由に上げる人が多かったということですが、一方では、閣僚による不透明な政治資金問題や県議会議員による政務活動費の不正使用、すなわち納めた税金が適正に使われなかったことなども背景にあると言われていています。

本定例会に提出された意見書は企業や団体が見返りを求めての献金を行っている、また毎年300億円を超える税金を政党の政治活動に対して行っている助成金の廃止を求めるというものであります。企業団体による献金は法律で認められている部分もあるので、これを全面的に禁止するのではなく、法の精神をしっかりと守らせること、また迂回献金などの脱法行為禁止の規定を整備することが第一と考えます。政党への助成金制度が導入された背景として、政治家個人による資金集めが腐敗の温床となっていたことがあり、政治家個人が献金を受けるのを禁止しました。献金を禁止してしまうと、政治活動ができなくなるため、代替する資金獲得手段として政党交付金が導入されました。

この政党交付金は一定の要件を満たしていれば、交付を受けることができるものですが、制度の不備も指摘されていることから、見直しは必要であると考えますが、この助成金制

度もなくし、献金も禁止すれば、またもとの腐敗政治へと戻り、民主的な政治活動ができなくなるおそれがあると考えます。よって、意見書には反対をいたします。

○議長（河野 司君） 次に、第8番、野並享子議員。

○8番（野並享子君） 意見書第22号企業団体献金の禁止と政党助成金の廃止を求める意見書（案）について、賛成討論を行います。

今、反対討論でも言われましたように、この税というのが漢字検定で出されたというのはこの1年間の状況を反映していたものであらうと思います。そもそも企業献金は、賄賂につながるということはこれまでも明らかにされてきており、リクルート事件やゼネコン汚職など、金権腐敗事件が起こる中で、20年前に政党助成法に基づき、年間300億円余りが交付されてきました。これは全て国民の税金で1人250円です。支持していない政党にも配分されることになっています。安倍内閣になって、自民党は企業の献金禁止から解禁を宣言をし、企業献金も政党助成金も受け取るという状況になっています。この企業献金は何らかの見返りを求めて出すお金であります。当然、政治腐敗の温床になります。公共事業の偏り、大型開発優先など、税金の使い方が国民の生活優先から大規模な開発に向けられ、東日本の復興にも大きな影響を与えています。企業献金は禁止すべきであらうかと思えます。

さらに、政党助成金は政党の政治活動をゆがめてしまいます。年末新党と言われるように、1月1日が助成金をもらう規定になっているため、国会議員5人以上、2%の得票ということで離合集散が行われ、政党の政策、また方針というのが後回しになって、これまで30の政党がつくられ、27が消えてしまいました。使い切れなかった政党助成金は返金するということになっておりますが、そのまま次の政党に持っていくということで、本来の趣旨からも外れていっております。さらに政党助成金にどっぴりつかっているという政党がたくさんあります。自民党は65%、民主党は83%、まさに国営政党の状況であります。

今、反対討論で、この政党交付金がなくなれば、政治腐敗になるというようなことが言われたと思うんですが、政党助成金をもらわなくても日本共産党はきちっと党を運営いたしております。それは日本共産党は政党助成金というのは指示していない政党に国民の税金が回るということで違法である、政党本来の活動をゆがめることになる、国民に立脚しなくなる、民主主義の破壊につながるということで受け取っておりません。党員の党費、そして支持者からの募金、赤旗の収益金など、そういった政治活動をする政党として、き

ちっと国民に立脚した活動を行えば、党を運営し、政治活動を行うことができます。

企業からのひもつきのお金をもらうというような、そういう企業献金、そしてまた、指示もしていない国民からのお金を当てにするという、こういった政党助成金、これはもうきっぱりと廃止すべきであろうかと思えます。よって、本意見書の賛成討論といたします。

○議長（河野 司君） 次に、意見書第23号について、第15番、矢野隆行議員。

○15番（矢野隆行君） 第15番、矢野隆行でございます。

消費税増税は先送り実施ではなく、きっぱり中止を求める意見書（案）につきまして、反対討論いたします。

世界一超高齢化社会を迎えた日本では毎年1兆円ずつふえ続けている社会保障費を確保するために、このたび消費税の引き上げを決めたところであります。しかし、消費税は所得の低い人ほど、負担感が重くなります。いわゆる逆進性があるわけでございます。例えば、年収250万円の人は年収1,500万円の人に比べまして、約2倍の負担感があるのが現状であります。

そこで、考えられるのが軽減税率であります。食料品などの生活必需品の税率を低くすることが求められております。マスコミの調査によりますと、国民の80%近くが軽減税率を求めておられます。世界では消費税導入時に軽減税率を導入しておる国々もあります。10%導入時に軽減税率を導入することが今回の衆議院選挙でも確認されたところでございます。消費税増税が先送り実施ではなく、きっぱり中止を求める意見書（案）について、反対討論といたします。

以上です。

○議長（河野 司君） 次に、第9番、東郷正明議員。

○9番（東郷正明君） 第9番、東郷正明です。

私は意見書23号の消費税増税は先送り実施ではなく、きっぱり中止を求める意見書に対して、賛成の立場から討論を行います。

今年4月からの増税で中小企業、小規模事業者の営業に大打撃を与え、さらにこれ以上の増税は営業破壊税であり、8%から10%の増税は先送り実施ではなく、きっぱり中止すべきであると国に意見書を上げることを求めます。

日本共産党は消費税増税はすべきでない、別の道があると提言していますが、国は社会保障がふえていく中、公平性を考えれば、国民全体で負担すべきとしています。国民の暮らしは消費税増税とアベノミクスによって、格差と貧困が拡大しています。大資産家と大

企業には大変なもうけが転がり込み、アベノミクスの2年間の株上昇で資産が100億円以上ふえた人が全国で100人以上もいます。5年間法人税を1円も払ってこなかったトヨタ自動車の利益は円安効果で2.3兆円と史上最高になりました。

しかし、それとは対比的に庶民には物価上昇による生活苦が襲いかかり、働く人の実質賃金は16カ月連続マイナスです。景気回復の実感がないという人が8割から9割、商店街からは不況の雨は降り続けているが、どしゃ降りだと悲鳴が上がっています。結局、消費税増税、アベノミクスがもたらしたものは格差拡大と景気悪化だけでした。さらに、消費税増税は社会保障のためと言いながら、70歳からの医療費の2倍化、要支援者の介護サービス取り上げ、一定所得者の介護保険料2倍化、年金の連続引き下げなど、切り捨てるオンパレードです。財政再建と言いながら、大企業には5兆円の大減税をばらまこうとしています。結局、消費税増税分は社会保障充実にも財政再建にも使われていません。

日本共産党は消費税に頼らない別の道があるとし、第一に、富裕層と大企業に応分の負担を求める税制改革によって、財源確保することです。第二に、ため込まれた大企業の内部留保285兆円の一部を活用して、国民の所得をふやすことです。この2つを行えば、消費税に頼らなくても社会保障を充実し、財政再建を図ることは可能です。安倍首相はGDP2期連続マイナスという事態を受け、消費税10%の先送りを表明せざるを得なかったことは経済失政を自ら認めるものです。消費税増税は先送り実施ではなく、きっぱり中止すべきと強く求めます。これ以上の増税に住民、中小零細業者は耐えられません。10%増税はやめるべきと国に求め、暮らしと営業を守るため、共同して意見書を上げることを呼びかけて、賛成討論とします。

以上です。

○議長（河野 司君） 次に、意見書第24号について、第3番、栢木進議員。

○3番（栢木 進君） 第3番、栢木進でございます。

ただいま議題になっております意見書第24号沖縄県知事選挙の結果を受け、名護市辺野古への新基地建設断念を求める意見書（案）について、反対討論をいたします。

米海兵隊普天間飛行場の名護市辺野古への移転は住宅密集地にある普天間飛行場の危険性を一刻も早く除去し、日米同盟の抑止力を維持するためには推進しなければならない政策と考えます。工事は昨年12月の沖縄県知事による公有水面の埋立承認がなされたことを受けて、適切に進められており、工事環境の平穏を保つために適切に警備がなされることは必要なことと考えます。また、沖縄における米海兵隊は日米同盟の抑止力を適切に機

能させるために必要不可欠であり、普天間基地の即時閉鎖、撤去は我が国の国防を危うくするものと考えます。我が国の外交の基軸は日米同盟であり、アジア太平洋地域の平和と安定の礎です。

本年2月の安倍総理とオバマ大統領の日米首脳会談では日米の信頼関係を取り戻し、大きな成果を得ました。これを踏まえ、今後、安全保障、政治、経済を含む、あらゆる分野において協調と協力を進め、関係をさらに強化されるべきものと考えます。また、我が国の防衛力の実効性をさらに高める努力を不断に行い、抑止力の維持、強化を図るため、日米合意に基づく普天間飛行場の名護市辺野古への移転を推進し、在日米軍再編を着実に進められるべきと考えるところです。

以上をもって、本意見書（案）に対する私の反対討論といたします。何とぞ議員各位におかれましては、ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（河野 司君） 次に、第7番、太田健一議員。

○7番（太田健一君） それでは、意見書第24号沖縄県知事選挙の結果を受け、名護市辺野古の新基地断念を求める意見書（案）に対する賛成討論を行います。

先ほど、意見書の提案が長いということで、次回からは短く趣旨を説明させていただきますが、討論は自由なので、たっぷりと話させてもらいたいと思います。

今年1月の名護市長選を皮切りに、名護市辺野古の新基地建設を許さない、オール沖縄の流れと、沖縄県民を裏切った新基地押しつけ勢力との対決になった約1年の政治決戦となりました。その締めくくりとなったのが今回の総選挙で、11月の沖縄県知事選挙での流れを引き継ぎ、オール沖縄の4名が全て小選挙区で完勝するという形で締めくくられました。これは新基地を押しつけに対するこれ以上ない民意が示されると同時に、国政選挙における一致点での共同のあり方にも大きな一石を投じた結果とも言えます。それと同時に建白書に刻まれた沖縄県民の辺野古新基地建設反対、普天間基地の閉鎖、撤去、オスプレイの撤去を求める強固な意志を鮮明に示したものとなりました。この選挙結果を日本政府がどのように受けとめるかが日本の国のあり方、そして民主主義国家の品格が問われるものとして、世界からも注目を浴びています。なぜ、普天間基地の代替基地が必要なのか、誰も説明ができていない。沖縄にも日本にも必要のない普天間基地の代替施設を提供する必要はないと今の現名護市長は話されています。まさにそのとおりでありまして、この米軍基地問題は沖縄だけではなく、日本国民全てに大きく関わる問題でもあります。

アメリカは世界の警察と称して、海外のさまざまな国々へ軍事介入するために日本各地

の米軍基地からも飛び立っています。アメリカ側は余り報道は自らはしませんが、そのことによって、米軍の無人機による誤爆で多くの海外の子どもたちが亡くなったりもしています。その報復として世界各地でテロが行われ、多くの何の罪もない人々が犠牲になっています。先ほど、栢木議員が反対討論の中で日米の信頼関係、日米軍事同盟が必要不可欠というふうに言われておられましたが、例えば、秘密保護法も集団的自衛権行使も全てアメリカの要望に日本政府が応えるもので、この基地移設も同じ話です。TPPなどの話もありますが、全てアメリカ側の国民が思うことではなく、アメリカの要求を政府がのんでいるという形になります。

いったいこの国の政治はどこを向いているのかというふうに多くの人々が怒りを感じておられます。日本にアメリカの基地があつて、自衛隊とともに海外で戦争行為を行えば、日本の本土もテロも対象となることは間違いなく、日本国民もテロの脅威に脅えて暮らしていかなければならなくなるということは、これ、誰が考えても想像できることです。沖縄知事選挙の後、任期が残る現職の知事は民意を無視して、辺野古の海の埋立作業計画の変更申請の承認印鑑を押しましたが、これも許されがたい行為です。

先ほど、栢木議員の話の中で、アジアと太平洋の平和を守るということで、日米軍事同盟が大切ということをおっしゃっていましたが、大切なことはこの北東アジア平和機構というのをつくって、軍事力ではなく、対話で、話し合いによって、平和をもたらしていくということが今、世界の流れでもありますし、そのように進めていくべきだと考えます。

僕自身、この沖縄には2シーズン暮らしていました。働いていましたが、沖縄のほとんどの土地にこの米軍基地が占拠しているというのを生の体というか、目で見て、本当に驚きました。この辺野古の海もかなりきれいで、何度もここによく友達とかと一緒に泳ぎに行っていましたが、こんな美しい自然を壊してまで、先ほどは町中にあるから、危ないからということをおっしゃっていましたが、町中から撤去して、今度は美しい自然を壊してまで、そして、今回のこの選挙、1年間の選挙で沖縄県の県民の民意が示されているわけですが、そうした沖縄県民の思いを壊してまで、新たな米軍基地を建設させる必要は全くないと考えます。

沖縄を含めて、日本各地の米軍基地は日本の国防のためではなく、アメリカが世界の戦場に乗り込むための前線基地です。名護市辺野古へも新基地建設は、やはり断念して、普天間基地は無条件撤去し、基地のない平和な沖縄をつくっていくべきだと考えます。

以上、沖縄県知事選挙の結果を受け、名護市辺野古への新基地建設断念を求める意見書

(案)に対する賛成討論とします。議員の皆様のご賛同をよろしくお願いします。

○議長(河野 司君) 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、順次、採決をいたします。

お諮りいたします。

まず、意見書第22号企業団体献金の禁止と政党助成金の廃止を求める意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立少数であります。

よって、意見書第22号は、否決されました。

次に、意見書第23号消費税増税は先送り実施ではなく、きっぱり中止を求める意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立少数であります。

よって、意見書第23号は、否決されました。

次に、意見書第24号沖縄県知事選挙の結果を受け、名護市辺野古への新基地建設断念を求める意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立少数であります。

よって、意見書第24号は、否決されました。

暫時休憩をいたします。

(午後2時34分 休憩)

(午後2時50分 再開)

○議長(河野 司君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了をいたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長(山仲善彰君) 平成26年第6回野洲市議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は去る11月27日に招集させていただき、本日に至りますまで22日間であ

りました。提案させていただきました専決処分の承認1件、補正予算7件、条例の制定、改廃8件、指定管理者の指定17件、その他3件の合計36議案について、慎重なご審議の上、いずれも原案のとおりお認めをいただきました。

あわせて、債権管理に係る市長の委任専決処分事項の指定につきましても、当該金額について140万円の増額をお認めいただき、誠にありがとうございました。また、野洲市債権管理条例につきましても、市の債権管理の適正化を通じて、健全な財政運営及び市民生活の安心の確保を目的に制度化するものであり、生活再建支援とあわせて推進してまいりたいと考えております。

一般質問におきましては、来年度予算編成をはじめとして、野洲駅南口整備計画、市政運営、福祉施策、農業施策、基盤整備、教育施策など、市政のさまざまな分野における重要施策に対しまして、貴重なご意見やご提案をいただきました。これらを真摯に受けとめ、今後の野洲の元気と安心を目指すまちづくりに生かしてまいります。

今後も国の財政状況及び制度変更によって、改変が求められる教育、子育て支援、高齢化対策、就労雇用対策、民生等については、市民及び事業者にとって真によいものとなるよう、政策対応すると共に、駅前整備構想の推進、市立病院整備、クリーンセンターの更新、交通道路対策、農業を含めた産業振興、環境、観光対策などの課題につきましても、引き続き、透明、公平・公正を基本として、積極的な取り組みを進めてまいります。

平成26年度の第3四半期が終わろうとしています。残された事業の推進を図ると共に、11月に策定いたしました平成27年度野洲市予算編成方針に基づき、厳しい財政状況ではありますが、市民の元気と安心を目指すことを基本に、平成27年度予算の編成に取り組んでまいります。

最後に、今年も残すところあとわずかとなり、慌しさが増してまいります。また、厳冬に向かいます折から、議員の皆様方におかれましても、ご自愛いただくと共に、輝かしい新春をご家族と共に迎えになられますことを心からお祈り申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○議長（河野 司君） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

平成26年も残すところあとわずかとなりました。今年は京都などの大雨による被害、広島での土砂災害、そして御嶽山の噴火など、日本の各地で大規模な自然災害が発生し、多くの貴重な財産とかけがえのない尊い命が奪われました。改めて自然の脅威とそれに対する心構えの必要性、さらには防災のあり方について考えさせられた1年でした。

来年はひつじ年でございます。羊は群れをなして行動するため、家族の安泰や平和をもたらす縁起物とされております。えとにちなんで、来る平成27年が穏やかで平和な年がありますことを心からこいねがうものでございます。市民の皆様、そして議員各位、そして市長をはじめ、執行部の皆様には来る年が幸多き年になりますことを衷心よりお祈り申し上げ、定例会の閉会にあたりましてのご挨拶にかえさせていただきます。

以上をもちまして、平成26年第6回野洲市議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。(午後2時54分 閉会)

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成26年12月18日

野洲市議会議長 河野 司

署名議員 太田 健一

署名議員 野並 享子